

支給す

但、滿拾年以上は前項ノ率より増す事あるべし(民法第六百或拾七條の解雇予告手當を含まず)

二 退職手當の件

退職手當は前條規定の七割を給與す

三 罷業中の日給は日給の半額を支給す

四 此際六名以上解雇者を出さざる事

解雇者藪内正俊君、藤原伊之助君、田口源五郎君、

清水一藏君、佐々川元次郎君、若橋定吉君、

五 此際の解雇者に限り制定したる解職規約の外五割増の事猶其外に包金を給與す

以上

大正十三年参月拾七日

自大正十三年八月

井藤倉電報 争議